

一般財団法人奈良県職員互助会システム機器等の借入に係る仕様書

1. 調達の目的

一般財団法人奈良県職員互助会（以下「発注者」という。）にて現在稼働しているファイルサーバ、パソコン端末、プリンター等のシステム機器等の更新を行うもの。

2. 調達するシステム機器及び台数

- (1) ファイルサーバ及び周辺機器 1台
現行サーバのデータ（約200GB）を移行する。
インターネット接続はしない。ただし、将来は接続予定あり。
- (2) ノート型パソコン 5台
今回導入のファイルサーバと接続する。
今回導入のサーバとは別の会計システムサーバにも接続する。
- (3) カラー複合機 1台
今回導入のノート型パソコン及びその他の既存パソコンと接続する。

3. 調達の概要

- (1) 物件名
一般財団法人奈良県職員互助会システム機器等の借入
- (2) 借入期間
令和元年8月1日～令和6年7月31日（60ヶ月）
- (3) 調達内容
 - ・ 機器等の賃貸借
 - ・ 機器等の搬入、設置、接続、システムの設定、データ移行
 - ・ 保守、障害回復作業（別途有償でも可）

4. 機器等の規格等仕様

別紙「導入機器等仕様」のとおり

5. 機器等の納入について

- (1) 納入場所
奈良市登大路町30 県庁舎（主棟）1階 奈良県総務部総務厚生センター内
一般財団法人奈良県職員互助会事務局
- (2) 納入期限
令和元年7月下旬頃
（詳細日程については、発注決定後に担当者と協議のうえ決定することとする。）

6. 共通的必要事項

- ① 調達機器は別紙を満足する、高い安定性、信頼性、可用性のある機種で、入札説明書記載の入札参加資格確認の時点で、その機器等の製造業者において出荷している機種（メーカーカタログ等による公表がされているもの）であり、新品製品であること。

- ② 機器等を接続し動作させるために必要なソフトウェア及び部品等については、この仕様書に明記していない場合であっても用意すること。
- ③ 機器等のマニュアルが標準添付されていない場合は、1式（1セットずつ）含めること。また、すべてのマニュアルは、日本語版であること。
- ④ 機器等に担当者が指示する表記内容を記載したシールを落札者が用意し貼付すること。
- ⑤ 入札にあたっては調達機器の搬入、設置、調整、今回の賃借期間満了時の撤去及びこれに付随する作業・部品および保守に要する費用についても受注者の負担とすること。
- ⑥ 本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項については、発注者の指示又は承認を受けること。
- ⑦ 発注者への機器等の引渡しを完了するまでの間、機器材料の輸送、搬入及び保管に際し、生じた事故については受注者が責任を負うこと。
- ⑧ 賃借料については月ごとの計算とし、当該月分は翌月末までに支払うものとする。

7. 機器等の搬入・設置・調整について

- ① 調達機器は、基本設定（機器の搬入、設置、OS・ソフトウェア等のセットアップ）を行うこと。
- ② サーバーは内部ネットワークに設定し、同時導入の端末のみにアクセスできるように接続した後、スムーズに動作するものであること。
- ③ 設置に際し、発注者が不要と判断する梱包材、付属品、マニュアル等においては落札者の責任において撤去することとする。
- ④ 調達機器の搬入、設置、調整については発注者の指示に従うこと。なお、搬入及び設置作業日は発注者と協議し、決定すること。

8. データの移行について

既存のファイルサーバに入っているデータ（約200GB）を、今回設置するファイルサーバに移行させることとする。

9. 保守について

- ① 機器等の保守、定期点検及び交換部品費用を含んだ機器等障害時対応に要する費用も含めて借り入れるため、各々の当該経費を入札価格に含めるものとする。
ただし、無停電電源装置のバッテリー以外の消耗品・定期有償交換分は除く。
- ② 機器等を常に良好な状態に保つため、障害発生時、障害箇所特定及び原因除去のため、保守要員が5に示す設置場所にすみやかに到着し対応が行えるよう体制を整備するものとする。
- ③ 機器等の保守点検等作業完了後はそれぞれの機器等の保守内容（点検回数、機器清掃、分解点検、動作テストの区分等）を記載した書面（様式は問わない。）を添付して作業報告することとする。なお、機器等については年1回の定期点検を行うこととする。
- ④ 対応窓口はひとつとし、機器等のメーカーが複数であっても窓口が複数とならないよう体制を整備するものとする。
- ⑤ 機器及びソフトウェア等の問い合わせに対応すること。
- ⑥ 機器等の保守交換用の部品は、緊急度、重要度の高いものについては即時に配備出来る状態にしておくこととする。

- ⑦ 保守作業は、原則として、機器等の設置場所にて行うものとする。(機器等の預かり修理及び機器等保守業者への機器持ち込み修理は、原則として認められない。)
- ⑧ 機器等の保守項目は以下のとおりとする。
 - ・ 障害箇所の特定、原因判別支援、応急措置の後の恒久的措置
 - ・ 障害原因除去
 - ・ 障害がハードウェアの場合、直ちに現状復旧を行う。
 - ・ 訪問時の技術相談
 - ・ 作業状況、トラブル状況報告

1 1. 機密保護

- ① 受注者はいかなる場合においても、本調達業務の履行中に知り得た業務に係る事項及び付随する事項に関する情報について機密保持をすることとする。
- ② 本調達業務の履行に際して、関連する個人情報の保護を図ることを目的として、発注者が指定する個人情報取扱特記事項を設けた契約書を締結すること。

1 2. その他

- ① 導入後の機器等の運転・操作・運用等について、発注者が対応できるように、機器等に熟知した技術員等によって十分な説明を行うこととする。
- ② この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議により決定するものとする。